

群馬県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成19年2月19日

条例第8号

改正 令和2年2月10日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第4項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合の職員(以下「職員」という。)の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2条例3・一部改正)

(懲戒の手續)

第2条 懲戒処分としての戒告、減給、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上1年以下の期間の5分の1以下に相当する額を給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(群馬県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第2号)第14条及び第15条に規定する報酬の額の合計額を除く。))から減ずるものとする。

(令2条例3・一部改正)

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者には停職の期間中いかなる給与も支給しない。

(条例の特例)

第5条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体(以下「派遣元」という。)から派遣される職員にあつては、派遣元の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年2月10日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。